

## 荒尾市多世代定住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多世代が同居又は近居することによって、多世代が互いに支え合い、安心して暮らし続けることができる環境づくりを支援するため、子育て世帯が住宅を購入する者及び既存住宅の増改築工事（リフォームを含む。以下同じ。）を行う者に対して予算の範囲内で交付する荒尾市多世代定住支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、荒尾市補助金等交付規則（平成20年規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多世代家庭 次号に規定する多世代同居又は第3号に規定する多世代近居の状態にある家庭をいう。
- (2) 多世代同居 子、子の父母及び子の祖父母の3世代以上の者が同一敷地内に居住している状態又はこれに準ずるものとして市長が認める状態をいう。
- (3) 多世代近居 子、子の父母及び子の祖父母の3世代以上の者が同一の小学校の校区内に居住している状態又はこれに準ずるものとして市長が認める状態をいう。
- (4) 子育て世帯 18歳未満の子どもを持つ世帯又は子どもを出産する予定であることが母子健康手帳等で確認でき、当該出産する子どもと同居する予定である者を構成員に含む世帯をいう。

- (5) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、自己の居住の用に供する専用住宅及び併用住宅をいう。
- (6) 購入 自己の居住の用に供するために、市内に新築住宅、建売住宅若しくは中古住宅を取得し、当該住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記を行うことをいう。
- (7) 定住 3年以上居住する意思をもって市の住民基本台帳に記載され、その生活基盤が市内にあることをいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、令和2年4月1日以後に住宅を購入又は既存住宅の増改築工事をした多世代家庭に属する者（当該住宅の購入に係る登記上の所有権が共有の場合は、その代表者）であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助金の交付申請時において、当該多世代家庭の全員が市内に定住していること。
- (2) 補助金の交付申請時において、子育て世帯であること。
- (3) 住宅の購入又は既存住宅の増改築工事の契約者であること。
- (4) 多世代家庭の全員が、市税の滞納（前住所地の滞納を含む。第6条第7号において同じ。）がないこと。

(5) 荒尾市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第2条第1項に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 多世代家庭の全員が、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅の購入は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 住宅の購入に係る費用の額が15万円以上であるもの
- (2) 建築基準法その他関係法令の基準を満たすもの

2 補助金の交付の対象となる既存住宅の増改築工事は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和2年4月1日以後に契約したもの
- (2) 当該工事に係る費用の合計額(消費税及び地方消費税を含む。)が、100万円以上であるもの。ただし、次に掲げる増改築工事に係る費用を除く。

ア 敷地造成、附属建物、門、塀その他外構工事

イ 家具、家庭用電気機械器具その他の移動又は取り外しが可能な製品の購入及び設置

ウ その他市長が不相当と認める工事

- (3) 建築基準法その他関係法令の基準を満たすもの

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる住宅の購入又は既存住宅の増改築工事は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 賃貸の用に供している、又は供することを目的とするもの
- (2) 公共事業の施行に伴う補償の対象となるもの
- (3) 災害等による保険給付金の対象となるもの
- (4) 多世代家庭に属する者が自ら施工するもの  
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、15万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、荒尾市多世代定住支援事業補助金交付申請書(様式第

1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 多世代家庭に属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 戸籍全部事項証明書(多世代家庭に属する子の父母及び子の祖父母の関係を証明できるもの)
- (4) 契約書等の契約日が分かる書類の写し
- (5) 対象住宅の位置図(付近の見取図)
- (6) 家屋の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- (7) 世帯全員に市税の滞納がないことを証する書類
- (8) 子育て世帯のうち、申請時に子どもを出産する予定である場合は、母子健康手帳の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者が既存住宅の増改築工事に係る補助金を受けようとする場合は、前項各号に掲げる書類に加え、当該工事に関し次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該工事の内容を明らかにする図面
- (2) 明細書(当該工事の内容が分かるもの)
- (3) 施工前後が確認できる写真

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、荒尾市多世代定住支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助

金の交付を請求するときは、荒尾市多世代定住支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、第7条の規定により交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、荒尾市多世代定住支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該交付決定を受けた者に通知するものとする。

- (1) 補助金の交付申請に虚偽があったとき。
- (2) 補助金の交付を受けてから3年以内に市外に転出したとき。  
ただし、転勤等による一時的な転出であるときを除く。
- (3) 補助金の交付を受けてから3年以内に、当該世帯に市税の滞納が生じたとき。ただし、相当の理由があると市長が認めたときを除く。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に対し、荒尾市多世代定住支援事業補助金返還請求書（様式第6号）により期限を定めて、当該補助金の全額に相当する額の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。